

原議保存期間3年  
(平成26年12月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
警察大学校組織犯罪対策教養部長

警察庁丁暴発第122号  
平成23年6月9日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

全国銀行協会における融資取引及び当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例の一部改正に伴う銀行業界との連携強化等について

全国銀行協会(以下「全銀協」という。)では、平成20年11月、銀行取引約定書に、平成21年9月、普通預金、当座勘定及び貸金庫の各規定にそれぞれ暴力団排除条項を導入し、銀行取引からの暴力団排除を推進してきたところであるが、6月2日、融資取引及び当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例の排除対象に以下の対象を追加して会員銀行(188行)に対し、改訂を依頼した。(別添「融資取引及び当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」参照)

これに伴い、今後、会員銀行では、融資取引及び当座勘定取引における暴力団排除条項を改正し、暴力団排除対策を推進していくこととなるので、各都道府県警察にあっては、下記の事項に配意し、銀行業界との連携の強化等に努めるよう徹底されたい。

#### 記

#### 1 融資取引及び当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例の改正の概要

融資取引及び当座勘定取引における排除対象を明確化するため、これまで排除対象としていた「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者」に次の者を追加し、明確化することとした。

(1) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(2) 暴力団員等と次の各号のいずれかに該当する関係を有する者

暴力団員等が経営を支配していると認められる関係

暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係

自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係

暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係

#### 2 連絡協議会の活用強化及び相談に対する的確な対応

各都道府県警察にあっては、本条項を導入した銀行(以下「銀行」という。)からの暴力団関係相談に対して的確かつ迅速な対応を図るとともに、銀行警察連絡協議会等を活用した情報交換を強化し、融資取引及び当座勘定取引からの暴力団排除

対策の徹底を図ること。

### 3 保護対策の徹底

融資取引及び当座勘定取引から共生者等暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有する者を排除することは、暴力団の資金遮断につながるものであり、これに反発する者による関係者に対する危害が生じる可能性もあることから、必要に応じ、銀行の担当者等について、保護対策実施要綱（平成6年8月24日付け警察庁丙暴暴一発第17号）に基づく迅速かつ適切な保護措置を講じること。

### 4 暴力団情報の提供上の留意事項

暴力団相談に対する暴力団情報の提供に当たっては、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）に基づき、迅速、適切に対応すること。

### 5 その他

当庁においては、全銀協会員以外の他の金融機関に対しても、全銀協と同様に改正を行うよう要請している。

別添（略）